

署長 殿

生企発第277号
平成28年3月16日
10年保存（口訓）
本 部 長

携帯入国以外の方法により輸入する銃砲刀剣類の取扱要領の制定
について（通達乙）

公安委員会の所持許可の対象となる銃砲刀剣類を携帯入国以外の方法により輸入する際の取扱いについては、「携帯入国以外の方法により輸入する銃砲刀剣類の取扱いについて（例規）」（平成17年10月3日生環発第476号）により措置してきたところであるが、高知県警察公文書管理規程（平成27年6月19日本部訓令第18号）の施行により公文書種別から例規をなくすることに伴い、当該輸入する銃砲刀剣類の取扱いに関し、別添のとおり「携帯入国以外の方法により輸入する銃砲刀剣類の取扱要領」を定め、平成28年4月1日から運用することとしたので、誤りのないようにされたい。

別添

携帯入国以外の方法により輸入する銃砲刀剣類の取扱要領

1 一般の貨物として銃砲又は刀剣類が輸入される場合

- (1) 銃砲又は刀剣類（以下「銃砲等」という。）の貨物の到着の通知書が船会社、税関貨物取扱人等から貨物の受取人に送達されるので受取人は、これにより当該銃砲等についての所持許可の申請書を公安委員会に提出し、所持許可証の交付を受けるものとする。こと。（一般の所持許可手続と同じ。）
- (2) 所持許可証の交付を受けた受取人は、これを税関に提示して輸入の手続を行い、当該銃砲等の引渡しを受けるものとする。こと。
- (3) 輸入する銃砲等が別送申告の貨物（引越し貨物等をいう。以下同じ。）であるときは、おおむね前記(1)及び(2)の要領に準じた取扱いをするものとする。こと。
- (4) 所持許可の申請を受けた署長（以下「署長」という。）は、銃砲刀剣類所持等取締法（昭和33年法律第6号。以下「法」という。）第4条の4第1項の規定により所持許可に係る銃砲等の確認を行うときは、必要があれば当該銃砲等が通関済みであることを証明する書類（輸入許可書、輸入承認書等をいう。以下4の(3)において同じ。）の提示を求めるほか、電話等により税関に対し照会するなどして、その事実を確認するものとする。こと。

2 郵便物として銃砲等が輸入される場合

- (1) 輸入郵便物の通関手続に関する通知書が通関局から銃砲等を包有する郵便物の受取人に送達されるので受取人は、これにより当該銃砲等についての所持許可の申請書を公安委員会に提出し、所持許可証の交付を受けるものとする。こと。（一般の所持許可の手続と同じ。）
- (2) 所持許可証の交付を受けた受取人は、これを通関局に所在する税関に提示して輸入の手続を行い、当該銃砲等を包有する郵便物は、最寄りの配達局において引渡しを受けるものとする。ただし、当該銃砲等を包有する郵便物について課税通知書が発行されない場合には、当該郵便物は配達局から受取人に配達されることとなる。こと。
- (3) 銃砲等を包有する郵便物が別送申告の貨物であるときは、おおむね前記(1)及び(2)の要領に準じた取扱いをするものとする。こと。
- (4) 署長は、法第4条の4第1項の規定により所持許可に係る銃砲等の確認を行うときは、当該銃砲等を包有する郵便物については課税通知書が発行されないため、直接受取人に配達された当該銃砲等の通関を証明する書類（税関の裏書のある輸入承認書、別送申告書等をいう。）の提示を求めて、これに

より所持許可を受けた者が所持許可に係る銃砲等を所持することとなった日を調査するとともに通関の事実を確認するものとする。

なお、配達局において引渡しを受けた銃砲等についても、必要があれば通関済みであることを証明する書類の提示を求めて、その事実を確認すること。

3 駐留米軍人等から銃砲等を譲り受ける場合

- (1) 駐留米軍人等（以下「譲渡人」という。）から銃砲等を譲り受ける者（以下「譲受人」という。）は、譲渡人からの譲渡承諾書を添えて当該銃砲等について所持許可の申請を公安委員会に行い、所持許可証の交付を受けるものとする。
- (2) 所持許可証の交付を受けた譲受人は、これを税関に提示して輸入の手続きを行い、譲渡人から現品の引渡しを受けるものとする。
- (3) 署長は、法第4条の4第1項の規定により所持許可証に係る銃砲等の確認を行うときは、通関済みであることを証明する書類（譲受許可証、関税の領収証書等をいう。）の提示を求めて、その事実を確認するものとする。

4 留意事項

- (1) 法第3条第1項第8号の規定により銃砲等の所持が認められている猟銃等販売事業者が当該銃砲等を輸入する場合における取扱いは、この要領にはよらないものであること。

なお、高知県教育委員会の登録の対象となる銃砲又は刀剣類の輸入については、従来どおりであること。（「美術刀剣類の輸入の際の取扱いについて」（昭和34年7月23日警察庁丁安発第196号）を参照）
- (2) この要領による銃砲等の所持許可の申請書の記載にあっては、銃砲刀剣類所持許可申請書に、許可を受けようとする銃砲等が所持許可の対象となるものであるか否かを公安委員会が判断できるように、口径、銃身長等は漏れなく記載するように指導すること。このことは、所持許可証により関税を納付して通関した銃砲等が法第4条の4第1項の規定により確認を受ける際に、所持許可の対象外のものであるということが判明するという事態を生ずることがないようにするためである。
- (3) 所持許可を受けた者が許可を受けた銃砲等を引き取った日（所持した日をいう。）の確認については、当該銃砲等が通関済みであることを証明する書類によって確認するが、実際の受取日と異なっていることも考えられるので法第35条第2号の規定による確認義務違反の適用に当たっては、具体的に現品を引き取った日を確認する必要があること。